

議案第49号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額
(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額
(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない簡易評価方法として知事が定めるものによる認定する場合（以下	簡易評価法の場合 適合証の添付がある場合

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合

この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。)を除く。)	1戸	1件につき 32,000円	1件につき 16,000円	1件につき 4,000円
	2戸以上5戸以下	1件につき 64,000円	1件につき 31,000円	1件につき 9,000円
	6戸以上10戸以下	1件につき 91,000円	1件につき 44,000円	1件につき 16,000円
	11戸以上25戸以下	1件につき 128,000円	1件につき 65,000円	1件につき 27,000円
	26戸以上50戸以下	1件につき 184,000円	1件につき 97,000円	1件につき 43,000円
	51戸以上100戸以下	1件につき 262,000円	1件につき 146,000円	1件につき 76,000円
	1戸	1件につき 32,000円	1件につき 4,000円	1件につき 4,000円
	2戸以上5戸以下	1件につき 64,000円	1件につき 9,000円	1件につき 9,000円
6戸以上10戸以下	1件につき 91,000円	1件につき 16,000円	1件につき 16,000円	
11戸以上25戸以下	1件につき 128,000円	1件につき 27,000円	1件につき 27,000円	
26戸以上50戸以下	1件につき 184,000円	1件につき 43,000円	1件につき 43,000円	
51戸以上100戸以下	1件につき 262,000円	1件につき 76,000円	1件につき 76,000円	

101戸以上200戸以下	1件につき 357,000円	1件につき 209,000円	1件につき 122,000円
201戸以上300戸以下	1件につき 467,000円	1件につき 269,000円	1件につき 153,000円
301戸以上	1件につき 548,000円	1件につき 305,000円	1件につき 163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

101戸以上200戸以下	1件につき357,000円	1件につき 122,000円
201戸以上300戸以下	1件につき467,000円	1件につき 153,000円
301戸以上	1件につき548,000円	1件につき 163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（共用部分の性能を低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、0円）

区分	金額	
	適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合
300平方メートル以下	1件につき101,000円	1件につき44,000円
300平方メートルを超	1件につき	1件につき

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1件につき101,000円	1件につき9,000円
300平方メートルを超	1件につき169,000円	1件につき

え、2,000平方メートル以下	169,000円	78,000円	27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき262,000円	1件につき144,000円	1件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき336,000円	1件につき198,000円	1件につき120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき403,000円	1件につき243,000円	1件につき153,000円
25,000平方メートル超	1件につき469,000円	1件につき291,000円	1件につき190,000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	適合証の添付がある場合

え、2,000平方メートル以下	27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき262,000円 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき336,000円 120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき403,000円 153,000円
25,000平方メートル超	1件につき469,000円 190,000円

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合

300平方メートル以下	1件につき 224,000円	1件につき 82,000円	1件につき 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件につき 358,000円	1件につき 139,000円	1件につき 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき 509,000円	1件につき 224,000円	1件につき 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき 623,000円	1件につき 292,000円	1件につき 120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき 737,000円	1件につき 352,000円	1件につき 153,000円
25,000平方メートル超	1件につき 841,000円	1件につき 413,000円	1件につき 190,000円

300平方メートル以下	1件につき224,000円 (簡易な評価方法として 知事が定める方法によっ て認定する場合(以下こ の号、第315号の7から 第315号の9まで及び第 315号の11において「簡 易評価法の場合」とい う。)は、82,000円)	1件につき 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件につき358,000円 (簡易評価法の場合は、 139,000円)	1件につき 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1件につき509,000円 (簡易評価法の場合は、 224,000円)	1件につき 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件につき623,000円 (簡易評価法の場合は、 292,000円)	1件につき 120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1件につき737,000円 (簡易評価法の場合は、 352,000円)	1件につき 153,000円
25,000平方メートル超	1件につき841,000円 (簡易評価法の場合は、 413,000円)	1件につき 190,000円

イ～工 略
 (315の6) 略
 (315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)
 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア～工 略
 (315の8) 略
 (315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)
 ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

イ～工 略
 (315の6) 略
 (315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)
 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア～工 略
 (315の8) 略
 (315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)
 ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省工 ネ法第35条 第1項各号 に掲げる基 準に適合す ることを証 する書類と して知事が 定めるもの (以下この 号において 「適合証」 という。)の 添付がな い場合	簡易評価法 の場合 適合証の添 付がある場 合
1 一戸建ての住宅 (1) 床面積の合計が 200平方メートル未 満 (2) 床面積の合計が 200平方メートル以	1 件につき 31,000円	1 件につき 4,000円
	1 件につき 16,000円	1 件につき 4,000円
	1 件につき 35,000円	1 件につき 4,000円

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省工ネ法第35条第 1項各号に掲げる基準に 適合することを証する書 類として知事が定めるも の(以下この号において 「適合証」という。)の 添付がない場合	適合証の添 付がある場 合
1 一戸建ての住宅 (1) 床面積の合計が 200平方メートル未 満 (2) 床面積の合計が 200平方メートル以	1 件につき31,000円	1 件につき 4,000円
	1 件につき 35,000円	1 件につき 4,000円

<p>上</p> <p>2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。）</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p>	<p>1件につき63,000円</p>	<p>1件につき9,000円</p>	<p>1件につき63,000円</p>	<p>1件につき9,000円</p>
	<p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p>	<p>1件につき105,000円</p>	<p>1件につき18,000円</p>	<p>1件につき105,000円</p>	<p>1件につき18,000円</p>
	<p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満</p>	<p>1件につき180,000円</p>	<p>1件につき41,000円</p>	<p>1件につき180,000円</p>	<p>1件につき41,000円</p>
	<p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上</p>	<p>1件につき257,000円</p>	<p>1件につき74,000円</p>	<p>1件につき257,000円</p>	<p>1件につき74,000円</p>

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に

<p>上</p> <p>2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。）</p>	<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p>	<p>1件につき63,000円</p>	<p>1件につき9,000円</p>	<p>1件につき30,000円</p>	<p>1件につき9,000円</p>
	<p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p>	<p>1件につき105,000円</p>	<p>1件につき18,000円</p>	<p>1件につき52,000円</p>	<p>1件につき18,000円</p>
	<p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満</p>	<p>1件につき180,000円</p>	<p>1件につき41,000円</p>	<p>1件につき94,000円</p>	<p>1件につき41,000円</p>
	<p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上</p>	<p>1件につき257,000円</p>	<p>1件につき74,000円</p>	<p>1件につき143,000円</p>	<p>1件につき74,000円</p>

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に

応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		適合証の添付がある場合
	適合証の添付がない場合	簡易評価法の場合	
1 300平方メートル未満	1件につき 208,000円	1件につき 80,000円	1件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき 337,000円	1件につき 134,000円	1件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき 481,000円	1件につき 216,000円	1件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき 592,000円	1件につき 282,000円	1件につき 116,000円
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき 700,000円	1件につき 339,000円	1件につき 147,000円
6 25,000平方メートル以上	1件につき 799,000円	1件につき 398,000円	1件につき 184,000円

イ・ウ 略

応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		適合証の添付がある場合
	適合証の添付がない場合	簡易評価法の場合	
1 300平方メートル未満	1件につき 208,000円	1件につき 80,000円	1件につき 9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき 337,000円	1件につき 134,000円	1件につき 25,000円
3 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき 481,000円	1件につき 216,000円	1件につき 74,000円
4 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき 592,000円	1件につき 282,000円	1件につき 116,000円
5 10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき 700,000円	1件につき 339,000円	1件につき 147,000円
6 25,000平方メートル以上	1件につき 799,000円	1件につき 398,000円	1件につき 184,000円

イ・ウ 略

(315の10)～(328) 略

2 略

(315の10)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第315号の7の改正規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。